

# 実施仕様書

委託名	令和7～11年度 埼玉スタジアム2002公園芝管理業務委託
委託箇所	埼玉スタジアム2002公園／さいたま市緑区美園地内
委託概要	別紙のとおり

【委託箇所】



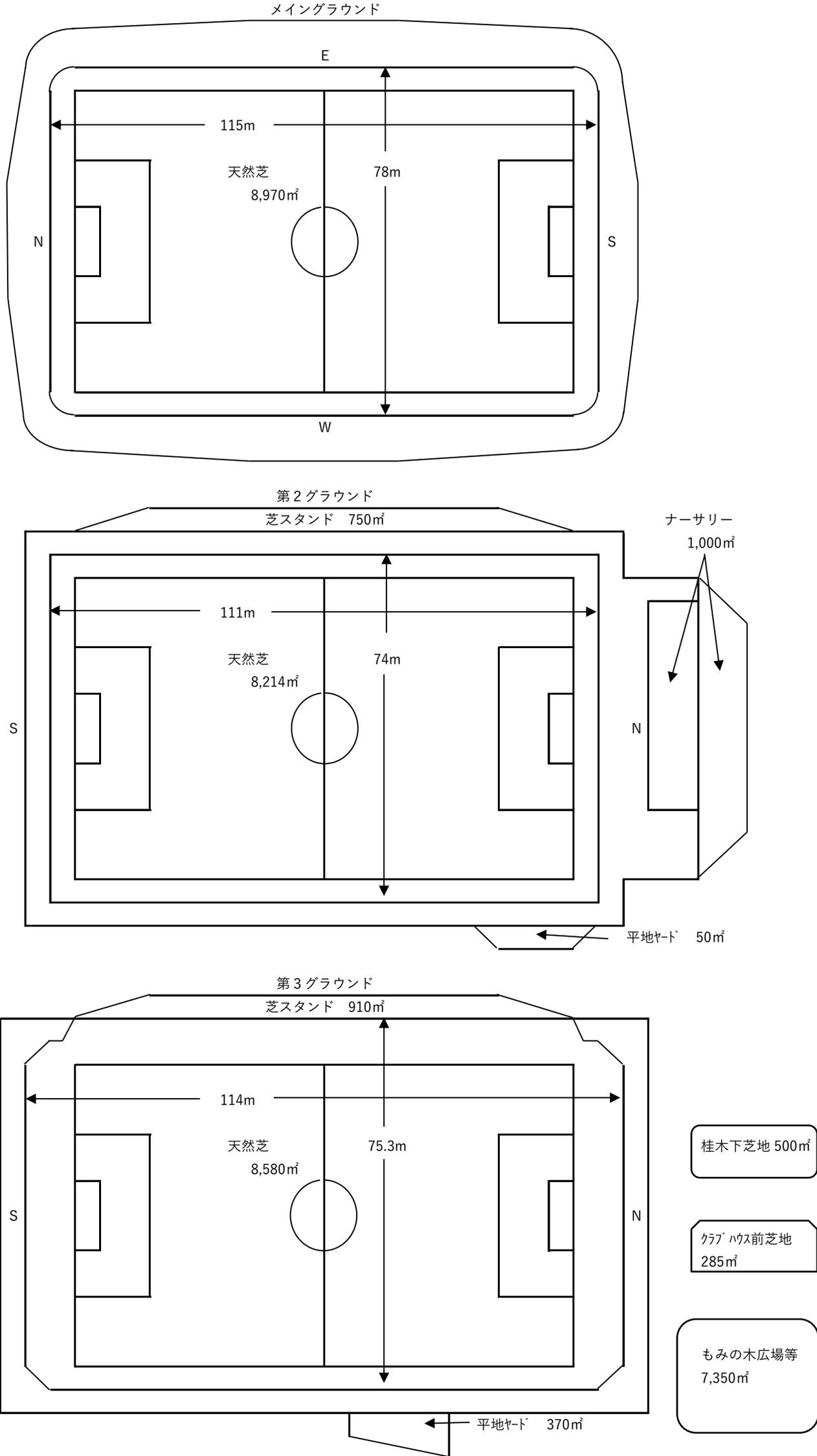


## 委託費 内訳表

工 種 種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位				
直接委託費				令和7～11年度（5カ年）
式				
共通仮設費				
式				
共通仮設費（率）	1.000			
式				
純委託費				
式				
現場管理費	1.000			
式				
委託原価				
式				
一般管理費等	1.000			
式				
委託価格				
式				
消費税相当額	1.000			
式				
合計				







## 委託業務共通仕様書

### (適用範囲)

- 第1条 この共通仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が発注する委託業務に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

### (法令の厳守)

- 第2条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令を厳守しなければならない。

### (業務の実施)

- 第3条 受託者は、業務の実施にあたっては、契約約款等で定める資格及び技能で適した者（以下「使用人」という。）を配置するものとする。
- 2 受託者は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

### (業務の実施責任)

- 第4条 受託者の行った業務の実施に瑕疵があり、または善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受託者は、委託者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受託者の責めに基づかないときは、この限りでない。

### (業務責任者の指定)

- 第5条 受託者は、業務の実施にあたり、契約約款で定める業務責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。
- (1) 業務の実施に関する委託者との連絡及び調整
  - (2) 仕様書に基づく細部事項の打合せ
  - (3) 使用人の管理及び指揮監督
- 2 業務の実施に際し、委託者及び委託者の指定した監督員は、仕様書に基づく注文等を受託者の選任した業務責任者に対して行うものとし、使用人に対し直接これを行ってはならない。

### (規律の維持)

- 第6条 受託者は、使用人の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

### (異常又は事故報告)

- 第7条 受託者は、建物本体又は付帯設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに委託者に報告するものとする。
- 2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に書面により報告するものとする。

(その他)

第8条 業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
- (2) 電気、水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
- (3) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
- (4) 衛生に留意するものとする。

## 埼玉スタジアム2002公園芝管理業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、業務委託共通仕様書に定めるもののほか、委託に関し必要な事項を定めるものとし、すべて監督員の指示に従い行うものとする。

(目的)

第1条 埼玉スタジアム2002公園内の天然芝グラウンド及び緑地における芝草及び樹木等の良質な維持管理を目的とする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、埼玉スタジアム2002公園の芝管理業務委託に適用する。

(業務の内容)

第3条 この業務は、芝生管理（メイングラウンド、第2グラウンド、第3グラウンド、ナーサリー、園内芝生広場等）における次の業務を行うものとする。

### 1 芝生管理

ア 年間を通じて、良質な芝生維持管理を行うこと。

イ 試合に支障のないように、試合前後必要に応じ刈込、施肥、施薬、エアレーション、播種、転圧、目砂散布、散水、ライン引き、ゴール設置等を行い良好な状態を維持すること。

ウ 試合日、前日練習日等、変則時間勤務による芝生管理を行うことがある。

### 2 管理機械、機材等の管理

芝管理機械、器具、農工具の清掃、整備、調整等は日常的に行い、機械倉庫、資材置場等の整理整頓に努めること。

### 3 清掃

ア 機械倉庫、資材置場等、芝生管理区域（メイングラウンド、第2グラウンド、第3グラウンド、ナーサリー、園内芝生広場等）の清掃を行うこと。

イ 上記芝生管理区域の除草、ごみ拾い、排水溝、人工芝等の清掃、洗浄管理を行う。

ウ 機械除草については、協会が平成24年11月に定めた「芝・草地草刈作業安全管理マニュアル」（以下安全管理マニュアルという）を遵守するものとし、公園利用者の安全に十分配慮するものとする。

### 4 樹木管理

第2、3グラウンド内及びその周辺の樹木については、芝の育成を考慮し必要に応じ監督員の指示により基本剪定を実施すること。

### 5 その他作業の内容及び回数等は、監督員の指示に従って実施するもの。

(作業員の条件)

第4条 本業務における作業員は以下の条件を満たすこと。

### 1 作業員A 業務責任者 必要人員1名

運動施設に供する天然芝グラウンド及び緑地における芝草並びに樹木管理に関する経験と知識を有する者で、以下の①②③④のすべてを有していること。なお、作業員Aは、業務の実施中、受託施設等に常駐しなければならない。

① 運動施設に供する天然芝グラウンドにおいて10年以上の芝管理経験を有していること。

② Jリーグ（J1・J2）の試合に提供するサッカーグラウンドにおいて、5年以上業務責任者としての芝管理経験を有していること。また寒地型芝生のサッカーグラウンドの芝管理経験を3年以上有していること。

③ 芝草管理技術者（1級又は2級）、若しくは造園施工管理士（1級又は2級）を有していること。

④ 都道府県認定の農薬管理指導士、埼玉県ゴルフ場農薬使用安全管理士又は埼玉県農薬適正使用アドバイザーの資格を有すること。

2 作業員B 必要人員3名

運動施設に供する天然芝グラウンド及び緑地における芝草並びに樹木管理に関する経験と知識を有する者で、以下の①②のすべてを有していること。

- ① Jリーグ（J1・J2）の試合に提供する天然芝グラウンドにおいて3年以上の芝管理経験を有していること。また寒地型芝生のサッカーグラウンドの芝管理経験を1年以上有していること。
- ② 都道府県認定の農薬管理指導士、埼玉県ゴルフ場農薬使用安全管理士又は埼玉県農薬適正使用アドバイザーの資格を有すること。

3 作業員C 必要人員2名

運動施設に供する天然芝グラウンド及び緑地における芝草並びに樹木管理に関する経験と知識を有する者で、以下の経験を有していること。

- ① Jリーグ（J1・J2）の試合に提供する天然芝グラウンドにおいて3年以上の芝管理経験を有していること。

4 作業員全員は、刈払機取扱作業安全衛生教育の講習、小型車両系建設機械の特別講習を修了していること。

（事故等の責任）

第5条 受託者は、この契約による委託業務上生じた事故等についての賠償および補填は、一切の責任を追うものとする。

（業務実施確認）

第6条 1 業務にあたっては、監督員の指示に従い実施する。

2 作業にあたっては、監督員の現場立会い又は、監督員の指示に従い、作業状況の確認を受けること。

3 業務終了時は、書面にて業務報告書（日報）を提出し、検査を受けること。

（服務規律）

第7条 1 作業員は、管理対象が公共施設であることを十分認識し、礼儀正しく品行を慎み外来者等に対しては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があってはならない。

2 作業員は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。

（引き継ぎ）

第8条 当施設で初めて業務を行う受託者は、業務に支障をきたさないよう、落札後速やかに引き継ぎを開始すること。引き継ぎ期間は、落札後から令和7年5月末までとする。なお、引き継ぎ期間中には、メイングラウンドで行われるJリーグ公式戦を9試合予定している。また女子国際大会準決2試合（前日練習対応の可能性あり夜間作業）・決勝1試合（前日練習対応の可能性あり夜間作業）、合計3試合も予定されている。他第2グラウンド、第3グラウンドのイベント等の利用も予定している。引き継ぎに必要な経費は、全て受託者の負担とする。また、受託者は、この業務契約が終了する場合は、次に業務を受託する者に支障をきたさないよう、誠意を持って業務の引き継ぎを行うものとする。

（その他）

第9条 1 作業期間中、第三者からの意見や苦情は、ただちに監督員に報告しなければならない。

2 使用機械及び材料は、委託者の支給したものを使用する。

3 仕様書に記載されていない業務でも、当然、受託者の業務範囲と考えられる業務および監督員の指示による業務で軽微なものは、この業務内で行う。

## 別紙仕様書

## 芝生管理

作業名	仕様	使用機械等
刈り込み	1 指定する機械を用い、施設等を損傷しないよう注意し、刈り残しのないよう均一に刈り込む。 2 刈り高、刈り幅及び回数等は、監督員の指示に従い行う。 3 刈り取った芝は、まとめて指定の場所に集積し、刈り込み後はきれいに清掃する。 4 刈り込み作業後、指定する機材の研磨作業を丁寧に行い、燃料等の確認をし、次の使用に備えておく。	グリーンモア トライキング ロータリーモア ギャングモア 刈払い
施肥	1 指定した資材及び施肥量を、芝生面にむらなく均一に散布する。 2 必要に応じ、散水を行う。	サイクロン スプレッター
薬剤散布	1 指定した薬剤を指定の濃度に希釈し、芝生面にむらなく均一に散布する。 2 散布日は、風、日照、降雨等の気象条件を考慮し、周辺に危害が及ばないように実施する。	1,000ℓタンク車 スプレーヤー 動力噴霧器 他
更新作業	1 茎や根などを切断する（バーチカット）、葉茎間の枯葉を除去（サッチング）し、更新を促す。使用機械は、監督員の指示により行う。 2 土壌の硬化を改善するエアレーションは、土壌が膨軟となるよう効果的に行い、穿孔及びサッチング等の深さ、間隔等は、監督員の指示に従い行う。	テラスパイク グリーンセア ハイドロジェット グリーンセア等
目砂散布	1 指定する資材を用い、指定量をむらなく均一に散布し、指定した機械及び機具を用い、均一にすり込み、必要に応じ散水を行う。なお、芝生面に不陸がある場合は、部分的に不陸整正を行う。 2 土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混合率になるよう入念に混合し、均一に散布する。	目砂散布機 ブラシ
補植	1 補修箇所は、指定した器具で形を整え、深さ10～15cm程度まで抜き取り、良質のものとの交換したうえ、沈下のないよう平滑に丁寧に行う。 2 張り芝にあっては、専用の機械を使用し指定した長さ、深さで切り、周囲と同じ高さになるよう調整し、転圧、目土を施し、よく散水を行う。	ヘキサゴン カップホルダー ソッドカッター他
ディボット	1 試合中（ハーフタイム）、試合後において、必要に応じ平滑に丁寧に手目土を行う。 2 指定した種子と砂を混合する場合は、入念に混合し丁寧に作業を行う。	手作業
スーパー及びブラシ掛け	1 刈り込み後、試合後等のサッチ除去及び芝目矯正のため指定した機械及び器具を用い、むらのないよう行う。 2 エアレーション後等のコア及びサッチ収集は、指定した機械を用い、丁寧に行う。	スーパー コアハーベスター グリーンキング
播種	1 指定した機械を用い、指定する資材を隙間なく均一に指定量の播種を行う。 2 播種後、必要に応じすり込みをし、散水を行う。	ドロップシーダー トライウエイブ
転圧	指定した機械で、むらなく均一に行う。	目砂散布機
散水	1 散水時は、風の影響や土壌の乾湿を考慮し、撒きむらがないように均一に散布する。 2 散水の時間は、監督員の指示に従い行う。	レインガン ホース散水 スプリンクラー
除草	1 芝生面を傷めないよう丁寧に抜き取り、抜き取った跡は、きれいに修復する。 2 抜き取った雑草は、所定の位置に集積し、計量する。	除草ホーク等
機械整備	1 使用した機械及び機材の日常点検・整備を行い、次の使用に備えておく。 2 次の使用のため、燃料等は補充、確認をしておく。	
清掃	1 ピッチ内、第2、第3グラウンド、ナースリー、交通島等のゴミ、排水溝、人工芝等の清掃を行うこと。 2 機械倉庫、資材置場等芝管理に使用する区域の清掃を行うこと。	清掃道具 高圧洗浄機 等
シート掛け	1 指定した養生シートを掛け、剥がしを行い、シートを傷めないよう注意し丁寧に作業すること。 2 シートを止めるピンは、取り忘れのないよう十分注意する。	
ライン引き	1 まっすぐにラインを引くため、目印となるロープを丁寧に張る。 2 ライン引きのペイントは、指定した濃度で使用する。	ラインマーカー
樹木管理	1 専用の鋏を使用し、安全対策を徹底し、樹勢、樹形を確認しながら剪定を行うこと。 2 剪定した枝等はチップ材にし、園内の樹木周りに有効活用する。	剪定鋏 等 チップパー

上記作業の内容、回数、方法等は、監督員の指示に従い良質の芝（ピッチや園内の芝生）を提供するとともに、管理機械、資材及び材料は、委託者の指定、支給するものを用い行うものとする。

## 実施要領

### (1) 標準人員

(下記業務員人数については試合後の芝生の損傷状況により、業務員(昼間)、業務員(夜間)の作業時間が半日になる場合がある。)

月	作業員 A 業務責任者	作業員 B	作業員 C	業務員(昼間)	業務員(夜間)	備考
4月	21人	63人	42人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
5月	21人	63人	42人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
6月	22人	66人	44人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
7月	22人	66人	44人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
8月	23人	69人	46人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
9月	22人	66人	44人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
10月	23人	69人	46人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
11月	22人	66人	44人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
12月	18人	54人	36人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
1月	18人	54人	36人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
2月	19人	57人	38人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
3月	21人	63人	42人	月毎に必要なに応じて	夜間作業の 必要に応じて	
年間出勤 人数合計	252人	756人	504人	年間	年間	
				350人	25人	

### (2) 業務報告書の提出

作業日報を毎日委託者に提出する。

当該月の作業報告書を翌月5日までに委託者に提出する。

# 芝・草地草刈作業安全管理マニュアル

平成24年11月21日

技術部園地課

本マニュアルは、芝・草地草刈作業時における事故防止を目的とし、安全管理について体制及び管理方法を定めるものである。

については、園地管理の直営管理、委託管理のいずれにおいても、本マニュアルを遵守するものとする。

## 1. 園地担当者及び公園職員の役割

園地担当者を中心に直営作業員及び委託業者との作業の打合せを行うこと。作業場所や作業状況を把握し、事故発生状況を念頭に積極的に安全管理の指導をする。また、作業終了後に作業状況の確認を必ず行うこと。ヒヤリ・ハット事例があった場合は、対策を直ちに講じること。

## 2. 園地管理の遵守事項

### (1) 服装

- ・作業着（長袖・長ズボン）着用。夏の作業であっても長袖または、腕あてを着用すること。また、ヘルメットをかぶること。
- ・軍手や皮手袋を使用する。特に肩掛け刈払機使用時には、振動障害防止のために、防震手袋を使用すること。
- ・肩掛け刈払機使用時には、石はねがあるので、防護メガネや防護ネット・マスクを着用。また、石除けエプロンを着用する。
- ・第三者からの視認性を高めるため、安全ベストを着用する。



### (2) 作業方法

作業機械の使用については、安全を第一とし、下記の機械の選定及び作業方法とする。また、必ず作業区画の明示及び、作業中の看板を設置し、公園利用者へ周知を図ること。

肩掛け刈払機の使用について

肩掛け刈払機の使用については、乗用草刈機の補助的な作業（刈りの残し部分）を実施することを念頭に使用する。

直営で使用する肩掛け刈払機については、基本的にカルマタイプのものに限る。

（ ナイロン・金属刃式は使用しない）



ただし、作業箇所から10m以内に利用者(車輛を含む)がいない状況においては、園地担当者が作業範囲を確認し、ナイロン・金属刃式の刈払機を使用した作業を実施できるものとする。

その場合においては、作業区画の明示等のほかに、飛散防止バリケードを設置し、飛散防止及び立入禁止の措置を講じなければならない。



委託業者については、飛散防止バリケードを貸与するものとし、園地担当者は作業状況の確認を行うこと。

乗用草刈機(ロータリーモア)の使用について

乗用草刈機(ロータリーモア)の使用に際しては、必ず刈草吐出口から小石の飛散(距離10~20m)があることを念頭において、作業を実施することが必要である。

吐出口の防護カバーは必ず下げて作業すること。

園路などに公園利用者がいる場合があるので、吐出口を園路側に向けないように作業進行方向を考慮して作業する。

直営で作業する場合、作業補助者が飛散防止ネットを持ち、吐出口から出る刈草等をネットに当てながら機械と併走する方法を標準とし、飛散対策を講じる。

ただし、作業箇所から20m以内に利用者(車輛を含む)がいない状況において、園地担当者が作業範囲を確認し、広場方向に吐出口が向けられている作業にのみ、飛散防止ネットの使用をとりやめることが出来るものとする。

その場合においても、カラコーン等による作業区画の明示は継続して実施し、利用者(車輛を含む)が作業区域に入った場合は、ただちに飛散防止ネットを使用すること。

委託業者については、飛散防止ネットを貸与するものとし、園地担当者は作業状況の確認を行うこと。



### (3) 作業管理方針

作業効率より安全を優先し、事故ゼロを目指し、無理のない作業を計画する。

園地担当者が不在の場合は、所長又は管理課長の判断において作業を実施すること。

# 芝・草地 草刈作業の安全管理 フローチャート

